

埋蔵文化財の保護・保存のために

文化財は、わが国の歴史・文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。このため文化財保護法（昭和25年5月30日公布、同年8月29日施行、法律第214号）では「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。」

（法第4条第2項）と定めています。このうち「土地に埋蔵されている文化財」を埋蔵文化財と呼んでおり、一般には遺跡と呼ばれています。茅ヶ崎市においては、平成31年3月31日現在216カ所（随時変更増補をしている）の遺跡が確認され、遺跡台帳と遺跡分布地図に表示されています。これらの遺跡は、茅ヶ崎市をはじめとして神奈川県や日本の歴史を知る上でかけがえのないものであるとともに、地域の生活環境を構成する不可欠の要素となっています。

しかしながら、近年本市においても都市化の波が押し寄せ、こうした遺跡内での開発事業が増加し、貴重な遺跡が破壊の危機に直面しています。そこで、文化財保護法に基づき遺跡の保護、保存のために以下の手続きを行うようご協力をお願いいたします。

1 埋蔵文化財について

- ①土地に埋蔵されている文化財を「埋蔵文化財」と呼びます。（法第92条第1項）
- ②埋蔵文化財の内容には、遺構（竪穴住居跡・掘立柱建物跡・土抗等）と遺物（土器・石器・金属器・木製品・動植物遺存体等）があり、これらによって構成されたものが遺跡と呼ばれています。
- ③埋蔵文化財の所在については「周知の埋蔵文化財包蔵地」として神奈川県遺跡台帳に記されています。これらは、遺物の地表面の散布や客観的状况によって存在が認識される土地のほか、過去の文献や地誌、地域の伝承や口伝から地域住民によって知られている土地を含んでいます。
- ④「国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周辺の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。」と定めています。（法第95条第1項）

2 開発と埋蔵文化財の取扱いについて

- ①事前協議の必要性
埋蔵文化財は土地等に埋没し、一般的には不可視の状態にあるため、かなり不確定要素の強いものになっています。このため、不測の事態が生じる可能性は十分に考えられ、その点を踏まえた上での事前の協議がなされていないと後になって收拾のつかないことになりかねません。
- ②開発行為等の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地もしくはその隣接地を工事する場合は規模に関係なく計画段階で埋蔵文化財の所在の有無について市社会教育課に照会してください。

- ③事前協議をスムーズに進めるために、埋蔵文化財の存否状況さらにはその範囲、性格を把握するために、確認調査を実施しています。その結果をもとに事業区域からの除外、現状保存、事前発掘調査の実施、工事中の立会い又は慎重工事と指導を行っています。
- ④法第93条に基づき、工事着手60日前までに「埋蔵文化財発掘の届出について」を文化庁・県教育委員会に提出することが義務づけられています。この届出に対して、文化庁・県教育委員会からの指示があり、それをもとに市教育委員会では取扱いを協議します。
- ⑤周知の埋蔵文化財包蔵地以外で工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、法第96条に基づき、その現状を変えることなく遅滞なく「遺跡発見の届出について」を文化庁・県教育委員会に提出することが義務づけられています。また、必要と判断される場合には、周知の埋蔵文化財包蔵地と同様な取扱いをし、発掘調査を行うこととなります。なお、文化庁長官は、上記の届出の有無にかかわらず、遺跡が発見され必要と認められた場合には、工事の停止又は禁止を命ずることができます。
(法第96条第2項)

3 発掘調査について

- ①協議の結果、やむなく事業を進める場合には、工事に先立ち発掘調査を実施することになります。これは、工事によって永久に消滅してしまう遺跡について、学術調査を行い、正確な調査記録を作成しこれを保存するというものです。
- ②発掘調査は、精密な手作業による学術調査であるため、誰でもできる訳ではありません。また、十分な期間と適切な時期を必要としますので、調査期間の保証と事業計画の調整をお願いします。
- ③発掘調査にかかる費用については、事業者が負担するのを原則としています。いわゆる原因者負担の原則です。これは、開発という自らの利益行為のためにやむなく記録保存のための調査を行うことになったのであるから、原因者である事業者が費用負担しなければならないという考えに基づくものです。
- ④出土品については、遺失物法に基づく手続きのあと、便宜上一括して市教育委員会が保管することになります。
- ⑤発掘調査は現地調査終了後、室内で出土品等の整理、報告書編集作業を行い、学術的報告書として刊行されます。これをもって、記録保存のために実施した事前調査が完了することになります。さらに、博物館や学校などで資料として活用されることにより、初めて開発のために消滅した遺跡に陽が当たることとなります。

(問い合わせ先)

茅ヶ崎市教育委員会 教育推進部
社会教育課 文化財保護担当
TEL.0467-82-1111 (代表)
0467-81-7226 (直通)

建築確認申請の方へ

【埋蔵文化財の取り扱いについて】

埋蔵文化財とは「土地に埋蔵されている文化財」（文化財保護法第9 2条）のことで、これらは国民の歴史的財産として大切に取り扱い後世に伝えていく必要があります。

今回、建築工事を計画されている場所は、文化財保護法第9 3条に規定されている、「周知の埋蔵文化財包蔵地」として周知されている範囲の中にあたります。

つきましては、以下の事項についてご協力お願いいたします。

- 1 文化財保護法第9 3条に基づく届出が必要になりますので、下記の書類・図面の提出を **2部**お願いいたします。**(工事着手の60日前までに提出)**

- (1) 「埋蔵文化財発掘の届出について」
- (2) 「工事の概要」 ← **1部**のみ提出
- (3) 案内図、配置図および立面図
- (4) 掘削や盛土等の工事内容を示す図面

(例)

- ①基礎工事等の断面図（矩計図でも可）
- ②杭打ち関連
- ③土壌改良
- ④浄化槽設置
- ⑤上下水道配管関連
- ⑥擁壁工事
- ⑦造成工事
- ⑧その他掘削が伴うもの



工事の取扱いについて、後日届出に対する神奈川県教育委員会からの通知が、茅ヶ崎市を經由し、送付されます

- 2 試掘・確認調査および立ち会い調査の実施

計画内容によっては、事前に試掘確認調査を実施する場合と、工事中に立ち会い調査を実施する場合がありますので、ご協力ください。

実施については、書類提出後に担当者から連絡いたします。

- 3 工事に際しては、次のことに留意してください。

- (1) 埋蔵文化財に注意して、慎重に工事を進めてください。
- (2) 工事中、埋蔵文化財（遺物）等が出土した場合、または焼土（赤土）や白色粘土等、周囲の土との変化を発見した場合には、速やかに茅ヶ崎市教育委員会 社会教育課文化財保護担当へご連絡ください。

(担当) 茅ヶ崎市教育委員会 教育推進部社会教育課
文化財保護担当 Tel. 0467-82-1111(代表)
0467-81-7226(直通)